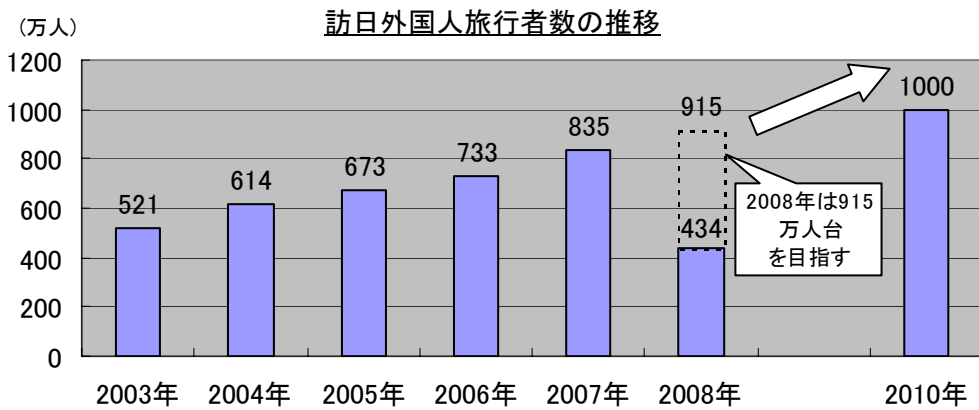


参考資料

1. ビジット・ジャパン・キャンペーンの目標

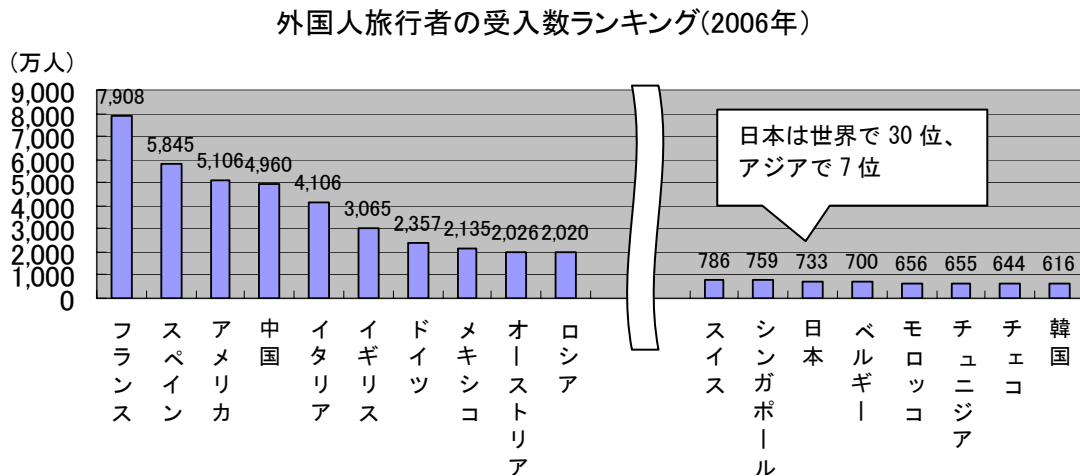
政府は2003年より、2010年までに訪日外国人旅行者数を当時の約500万人から1,000万人に倍増させる目標の達成に向けて、日本の魅力を海外に発信するとともに旅行商品の造成等を行うビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で推進している。訪日外国人旅行者(インバウンド)の数はキャンペーン開始以来順調に増加し、2007年現在835万人まで増えている。

また、政府は、本年6月20日の観光立国推進戦略会議において、2020年に訪日外国人旅行者数2,000万人の目標を設定する観光立国の中長期的な戦略の策定に着手した。



※2008年は1~6月、2010年は目標値

外国人旅行者受入数の国際ランキング(2006年)では、日本の733万人は世界で30位、アジアでも中国、マレーシア、香港、タイ、マカオ、シンガポールに次ぐ7位となっている。



2. 観光立国推進基本法の経緯と概要

(1) 観光立国推進基本法

2006年2月、自民党が「観光基本法」(1963年成立)の見直しに着手した。この機会を捉え、3月22日に日本経団連は、「観光立国基本法の制定に向けて」を発表し、与野党の関係議員に基本法の制定を働きかけた。

2006年12月13日、観光立国推進基本法が成立した(2007年1月1日施行)。

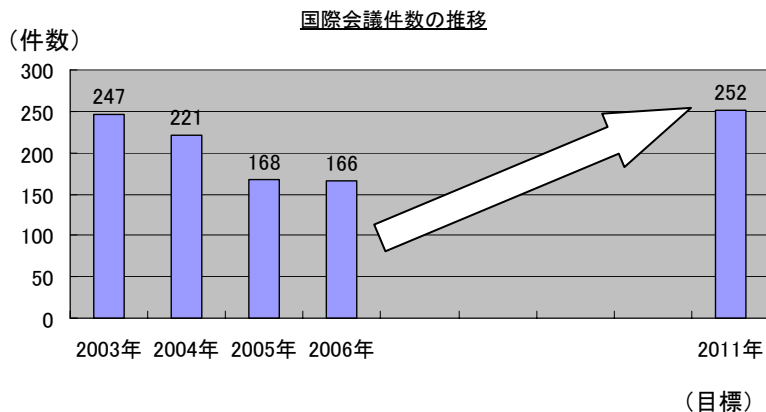
(2) 観光立国推進基本計画

観光立国推進基本法では、観光立国の実現に向けた諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国推進基本計画を政府が策定することと規定されている。

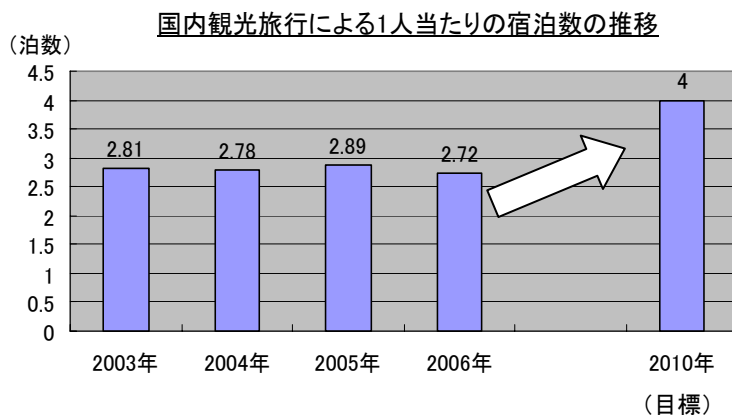
同計画の策定を前に、日本経団連は2007年4月5日に「観光立国推進基本計画に関する意見」を公表し、同年6月29日に閣議決定された基本計画に反映された。

観光立国推進基本計画では、以下の5つの目標が掲げられている。

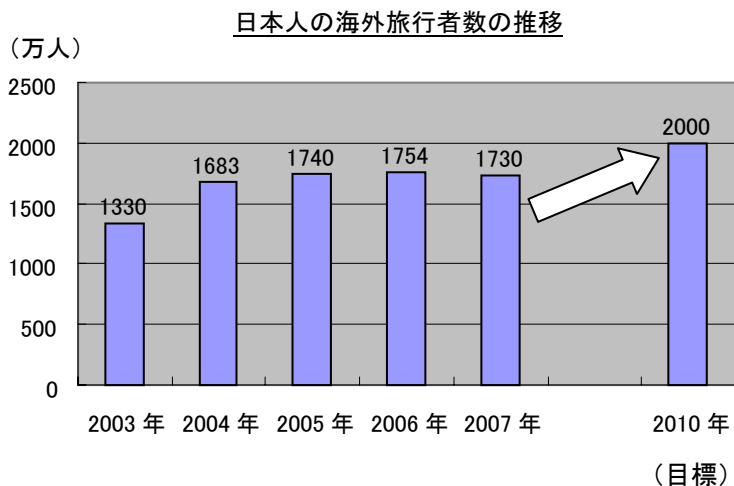
- ① 訪日外国人旅行者数を2010年までに1,000万人に増やすことを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨す。
- ② 2011年までにわが国における国際会議の開催件数を2005年に比べ5割以上増やすことで、アジアにおける最大の開催国を目指す(2005年：168件)。



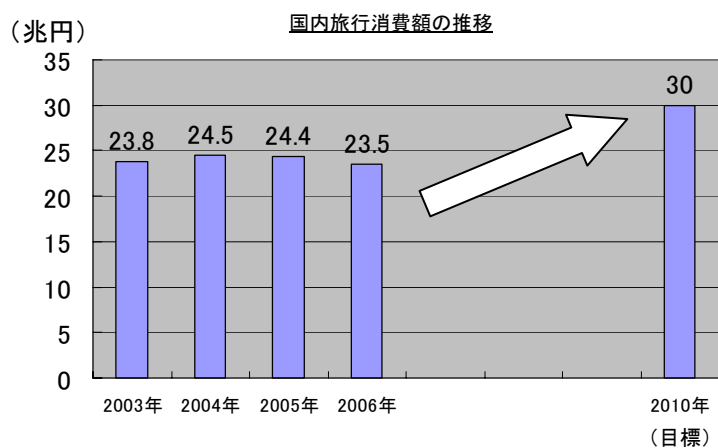
- ③日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を2010年までにもう1泊増やし、年間4泊にする。



- ④日本人の海外旅行者数を2010年までに2,000万人に増やすことで、国際相互交流を拡大させる。



- ⑤旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を2010年までに30兆円に増やすことを目標とする。



3. 政府の推進体制

(1) 観光庁の設置に至る経緯

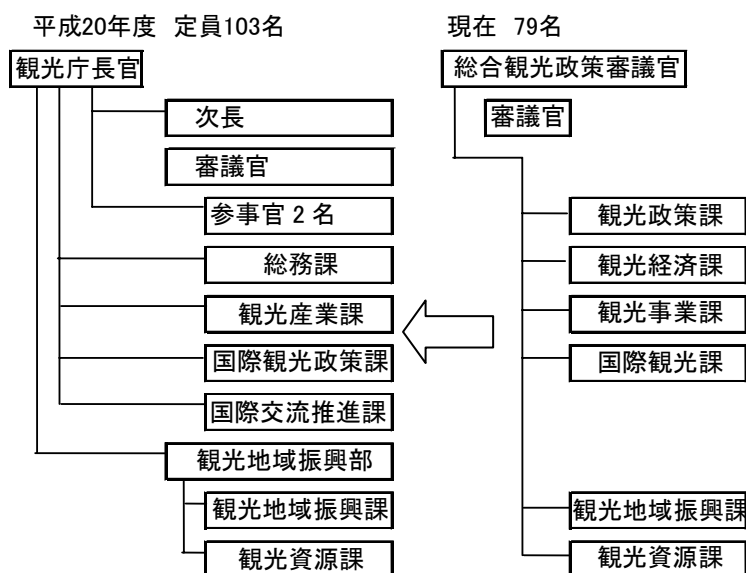
日本経団連では、観光立国の実現に向けて、関係省庁間の連携や関連部署の企画・立案機能の整理統合、ならびに行政改革を前提とした観光庁設置の検討を求めてきた。

2007年8月、観光立国推進基本法の国会附帯決議や観光立国推進基本計画を受け、国土交通省は平成20年度概算要求において、観光庁の設置を求めた。

2008年4月25日、国土交通省設置法等の一部を改正する法律案が成立し、2008年10月1日に観光庁が設置されることとなった。

(2) 観光庁の組織

国土交通省の審議官および総合政策局における6課体制に代わる組織として、観光庁が国土交通省の外局として設置される。観光庁は、長官、次長、審議官、1部、2参事官、6課で構成され、人員は79名から103名に増員される。



(3) 行政改革との関連

- ①観光庁は外局として新設される。
- ②航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁は運輸安全委員会及び海難審判所に改組される。
- ③船員労働委員会は廃止され、その所掌事務は交通政策審議会等に移管される。

2008年10月1日以降の観光行政の体制

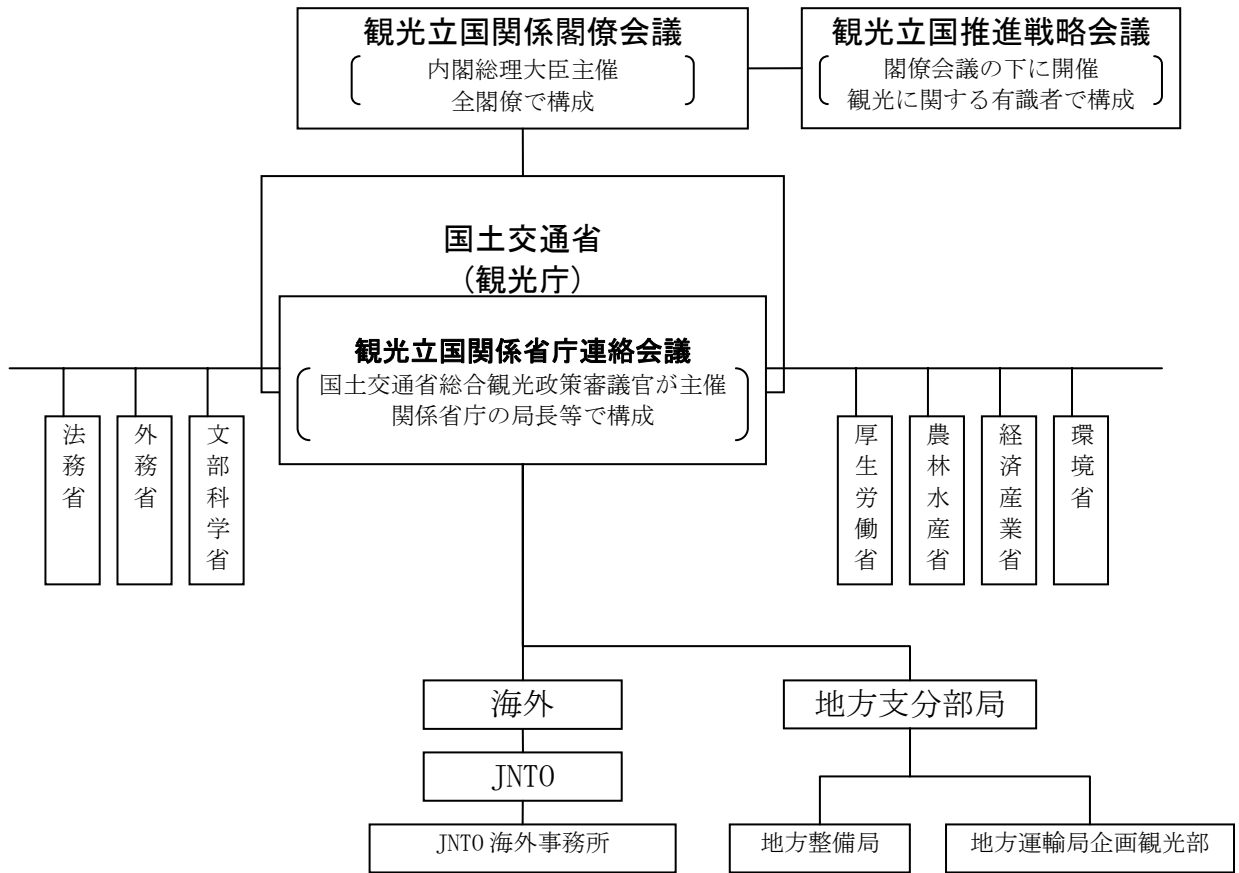
(観光庁)

- | | |
|----------|---|
| ①総務課 | 基本的な政策の企画立案
観光立国推進基本計画の推進(アクションプランの作成) |
| ②参事官 | 観光立国推進戦略会議、調査統計、観光白書 |
| ③参事官 | 有給休暇の取得促進
公共交通の外国語での情報提供の促進 |
| ④観光産業課 | 観光産業のイノベーション、競争力の向上
旅行業法の運用 |
| ⑤国際観光政策課 | 出入国手続の簡素化等の調整
世界観光機関等の国際機関等との交渉・調整 |
| ⑥国際交流推進課 | ビジット・ジャパン・キャンペーン
日本人の海外旅行の促進
観光交流年等の活用による国際交流促進
国際会議の誘致・開催(会議件数を5割増) |
| ⑦観光地域振興課 | 観光圏の整備促進
地域の観光魅力の海外への発信(VJC 地方連携事業) |
| ⑧観光資源課 | 文化・産業観光、エコツーリズム等新たな観光旅行の分野の開拓
観光関連産業、観光地づくりをマネジメントする人材等の育成 |

(観光庁以外)

- | | |
|--------|---|
| ①国土交通省 | 景観形成・街づくり(都市・地域整備局)、国際空港整備(航空局)、高速道路網の整備(道路局) |
| ②経済産業省 | 集客交流サービス |
| ③外務省 | ビザ発給手続、在外公館におけるVJC |
| ④法務省 | 出入国管理 |
| ⑤警察庁 | 治安対策 |
| ⑥農林水産省 | 農村都市交流、グリーンツーリズム、フラワーツーリズム |
| ⑦環境省 | エコツーリズム、世界遺産の保全 |
| ⑧総務省 | 放送を通じたわが国の情報発信、自治体の観光政策支援 |
| ⑨文部科学省 | 文化財の保存・整備、観光分野における高度人材の育成、大学の観光学部の充実、留学生の受入による交流の推進 |
| ⑩厚生労働省 | ヘルスツーリズム、宿泊施設等の衛生の向上 |

観光立国の実現に向けた政府の推進体制



政府における観光関連審議会や会議の一覧

政府部内	①観光立国関係閣僚会議 (1回) 【全閣僚】 ②交通政策審議会観光分科会 (2回) 【民間の有識者等】 ③観光立国関係省庁連絡会議 (1回) 【各省庁局長級】 ④国際会議開催・誘致拡大局長級会合 (2回) 【各省庁局長級】
有識者等	①観光立国推進戦略会議 (3回) 【民間の有識者等】 ②国際会議開催・誘致推進連絡会議 (1回) 【経済界・学会・地方6団体】 ③観光関係人材育成のための産学官連携検討会議 (2回) 【関係省庁・大学・業界団体】 ④旅行と医学に関する協議会 (2回) 【医学の専門家・旅行業界等関係業界】
地域	①訪日教育旅行促進のための地域協議会 (0～2回) 【観光協会、教育委員会等】 ②観光振興のための百人委員会 (0～1回) 【地方自治体・経済界・交通事業者・観光事業者・関係団体等】 ③観光まちづくりアドバイザー会議 (2～6回) 【各省地方支分部局・地方自治体・交通事業者・旅行会社等】

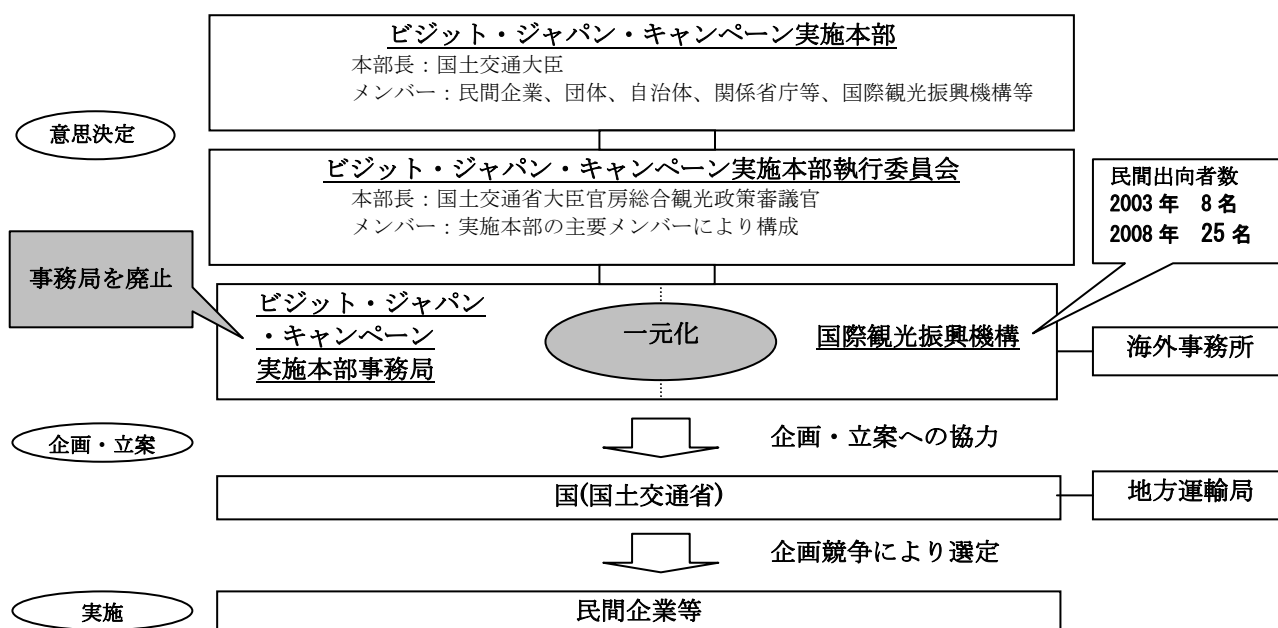
※()内は2007年度の開催実績

4. 国際観光プロモーション体制の刷新

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局と国際観光振興機構(JNTO)の一元化

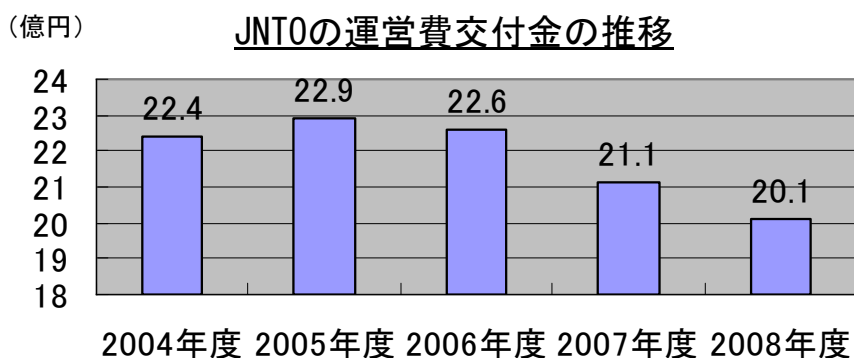
国際観光プロモーションを担う組織としては、ビジット・ジャパン・キャンペーンの開始に伴いビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局（VJC事務局）が設置されたが、独立行政法人国際観光振興機構（現在は日本政府観光局と通称、JNTO）と機能が重複していた。

日本経団連ではかねてより両者の機能の一本化を要望してきたところであるが、2008年4月にVJC事務局は廃止され、JNTOに統合された。



(2) JNTO が抱える問題

国として、訪日外国人旅行者数の増加を目指している中で、その実働部隊である JNTO は、独立行政法人であるがゆえに運営費交付金が削減されているという問題がある。2007年度は、JNTO の総収入 28.1 億円のうち運営費交付金は 21.1 億円であったが、2008年度の運営費交付金は 20.1 億円に削減された。



5. 地方の体制の現状

(1) 都道府県の組織体制

近年、都道府県においても観光に関する部や局が設置されるなど組織体制が強化されている。

都道府県組織体制（2008年度）

部レベル組織 (観光部、観光振興推進本部)	山梨県、長野県、高知県、長崎県
局レベル組織 (観光局、観光交流局、観光戦略局、観光国際局等)	北海道、青森県、福島県、群馬県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県(計 20)
課レベル組織 (観光課、観光交流課、観光振興課、観光企画課等)	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県(計 23)

(2) 広域連携を推進する組織

近年、官民が連携して広域的な観光振興を推進する組織が次々と発足している。

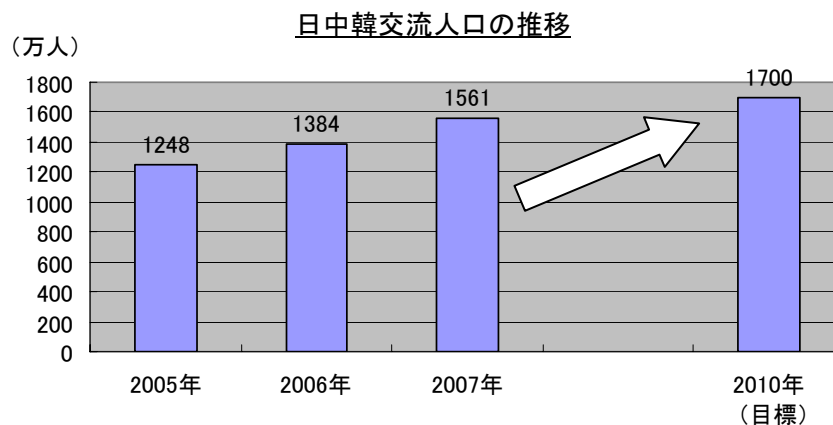
	設立年月	事業内容
東北観光推進機構	2007年6月	(1) 東北の認知度の向上及び観光客の満足度向上のための事業 (2) 国内大都市圏から観光客等を誘致するための事業 (3) 東アジアを中心とした海外から観光客等を誘致するための事業 (4) 観光戦略推進体制づくりのための事業 (5) 機構の目的を達成するために必要な事業
中部広域観光推進協議会	2005年10月	(1) 中部観光戦略会議の設置と観光戦略の策定 (2) 中部の観光シンポジウム等の開催 (3) モデルコースの策定や中部の観光魅力の「検定」実施の検討 (4) 中国へのハイレベルミッションの派遣 (5) 海外旅行者、メディア関係者等の招聘 (6) 本協議会のキャッチフレーズ「感動十景」のロゴマークの発表
九州観光推進機構	2005年4月	(1) 旅行先としての九州を磨く戦略 (2) 国内大都市圏などから九州に人を呼び込む戦略 (3) 東アジアなどから九州に人を呼び込む戦略 (4) 九州観光の推進体制の強化 (5) その他機構の目的を達成するために必要な事業

(3) 観光圏整備法の施行

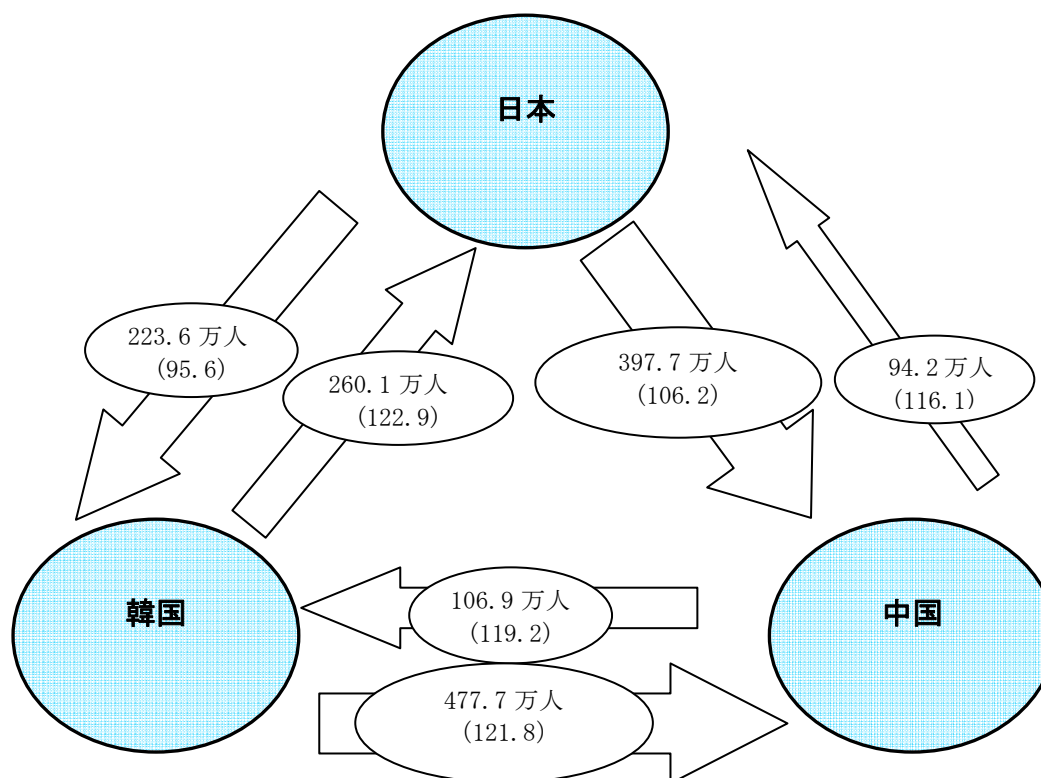
観光地が広域的に連携した「観光圏」を整備することで、地域の伝統や食などの観光魅力を掘り起こし、2泊3日以上滞在を促進する「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(観光圏整備法)が、本年7月23日に施行された。

6. 日中韓観光大臣会合

2006年7月に北海道で、国土交通大臣、中国国家旅遊局長、韓国文化観光部長官による第1回日中韓観光大臣会合が開催された。その後、2007年6月には中国・青島市で第2回会合、2008年6月には韓国・釜山で第3回会合が開催された。第1回会合では、2010年までに日中韓の交流人口を1,700万人とする目標が掲げられている。



日中韓三国の交流人口 (2007年)



※()内は2006年に対する伸び率

以 上